

各務原市立桜丘中学校 いじめ防止基本方針

令和7年4月1日改訂

桜丘中学校いじめ防止基本方針は、国や県のいじめ防止対策推進の基本的な方針の改訂を踏まえて、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針及び対策等を示したものです。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法より抜粋）

第2条 「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 基本認識

桜丘中学校では、下記の基本認識に基づき、教育活動全体を通じて、いじめの防止等に取り組みます。

「いじめは、人間として絶対に許されない。」

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る。」

「いじめは、見ようと思って見ないと見つけにくい。」

(3) 桜丘中学校のいじめに対する構え

生徒 : 「いじめ」や「卑怯な振る舞い」をしない！ならぬものはならぬ！の精神
教師 : いじめを絶対に許さず、いじめの防止と対応に全力で取り組み、生徒を守る！

- ・生徒の心身の安全・安心を最優先に、危機感をもって未然防止、早期発見・早期対応、いじめ問題への対処を行い、生徒を守ります。
- ・すべての教職員が一致協力した組織的な指導体制により対応するよう努めます。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に「いじめは人間として絶対に許されない」「卑怯な行為はしてはならない」という意識をもたせることができるよう取り組みます。
- ・「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を醸成するよう努めます。
- ・いじめが解消したと簡単に決めつけることなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届けていきます。
- ・ふざけあっていたという事案においても、3ヶ月以上注視し、細やかに人間関係の状況を見守っていきます。

2 いじめの未然防止のための取組（自己肯定感・有用感を高める取組）

生徒が「自分はどうでもいい存在だ」「自分なんてだめだ」など自己を否定し、自己を無用な存在と思ったり、「勉強がわからない」「学校がつまらない」など学校生活に希望や満足感がもてなかったりすることが、いじめなどの問題行動発生の原因の一つとなっていると考えられます。

そこで、本校では、生徒一人一人が認められ、お互いを思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。生徒一人一人に、わかる授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対しての達成感や成就感をばぐくみ、自尊感情をもたせるよう努めていきます。

(1) 魅力ある学級・学校づくりに取り組みます（「わかる・できる」ようになる授業の推進、規範意識・思いやりの心を育む指導、主体的・自治的に取り組む力を育成する指導等）

- ・すべての生徒が、主体的に活動したり、互いに認め合ったりする中で、「わかった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実します。
- ・すべての生徒が大切な学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることのできるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実します。
- ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより生徒会活動等でも適時取り上げ、生徒が主体的に問題解決に取り組むよう指導します。
- ・教育活動全体を通じて、全教職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷付けることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導します。
- ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努めます。

(2) 生命や人権を大切に作る指導（豊かな心の育成）に取り組みます

- ・様々な人と関わって社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然との触れ合いや、桜つなぐ活動などの活動を通じた幅広い世代との交流、環境整備活動や資源回収活動などのボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動を充実させます。
- ・教育活動全体を通じて、生徒一人一人に命を大切に作る心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実します。また、道徳の時間には「自分はどう思うか」という判断を問うような指導を通して、自己のあり方を見つめ、考えさせます。
- ・誰もが差別や偏見を許さず、互いに思いやりの心をもって関わることをするための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、人間尊重の気風がみなぎる学校づくりを進めます。毎年実施している人権集会（人権講話等）をより充実させ、差別や偏見に対する3つの力を高めます。

(3) すべての教育活動を通して自分を律する力を高めます

教育活動全体を通じて、次の①～③に留意して指導を充実させます。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 生徒に自己存在感を味わわせる② 共感的な人間関係を育成する③ 自己決定の場を与え、自己の可能性を拓くよう援助する |
|--|

(4) SOSの出し方・気づき方に関する教育を推進します

- ・生徒からの訴えや危険性の高まった生徒に対して、安易に励ましたり叱ったりするのではなく、気持ちに寄り添い、傾聴することができるように教職員及び保護者の間で共通理解を図ります。
- ・生徒自身が不安や悩みを、身近で安心できる相手（大人）に伝えられるように指導します。自分が不安な時の対処法や、仲間が困っている時のサインの出し方などについて、学習する学活を計画・実施します。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) 小さな変化に敏感に気づくことができるようにする指導の充実に努めます

- ・日々の観察の充実 … 生徒と共に過ごす機会を増やす、休み時間等を活かす、相談窓口の設置
- ・生活の記録等の活用 … 担任と生徒・保護者が日頃から情報を共有し、信頼関係を作る
- ・プチ教育相談の充実 … 日常的な声かけや巡回での声かけの充実「気になるときは即相談」

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集、校内連携体制の充実に努めます

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、桜のあしあと、定期的なアンケート（記名式）の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かすよう努めます。
- ・心のアンケート（年3回）等を積極的に実施し、その結果を分析して「いじめ防止対策委員会」（※いじめ未然防止・対策委員会の詳細については後述の4に記載しています）で学校の状況等を確認し、対策を検討するよう努めます。
 - 心のアンケート（年3回 5月、11月、1月）
 - 教育相談（年3回 5月、11月、1月）
- ・学級担任や教科担任、養護教諭等全教職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、スクールカウンセラーやスクール相談員の役割を明確にし、協力体制を整えて対応するよう努めます。

(3) 教育相談の充実に努めます

- ・教職員は、受容的・共感的な態度で話を聴き、受容する姿勢を大切にして教育相談を進めます。特に、問題が起きていない時こそ信頼関係が築けるよう、日頃からの生徒理解に努めていきます。
- ・問題発生時においては、「この程度なら大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるよう、危機意識をもって生徒の相談にあたります。
- ・生徒の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事や教育相談コーディネーターを中心に、担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクール相談員等、校内の全教職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図ります。

(4) 教職員の研修の充実に努めます

- ・年度当初の職員会、夏季休業中の現職研修に加えて、必要に応じて適宜職員研修を行い、「生徒指導提要」や「いじめのない学校づくり」「いじめ防止 これだけは!」「教育相談 これだけは!」といった各種資料等を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応、未然防止に取り組むことができるよう、校内研修を充実させます。
- ・いじめの事案があった際には、その事案について随時、職員研修等を行い、事案から（原因や対応の問題など）を考えるなど、教職員の研修を行います。

(5) 保護者との連携を充実させます

- ・いじめの事実が確認された際には、以下の点を大切に指導を進めます。
 - いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身になって行います。
 - その指導の中で、いじめた側の生徒に、いじめが許されないことを自覚させます。
 - いじめを受けた生徒や保護者の思いを受け止め、いじめた生徒に自らの行為を十分に反省させます。その際、いじめの問題がこじれることがないよう、保護者の理解や協力を十分に得て指導にあたり、生徒の今後に向けて、学校と家庭が共に手を携えて取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にします。

(6) 関係機関等との連携を充実させます

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まないよう努め、解決のために、以下の関係機関との連携（早期解決に向けた情報連携と行動連携）を図り、問題の解決と未然防止に努めます。

○市教育委員会 ○子ども家庭支援課 ○中央子ども相談センター ○民生児童委員 ○学校運営協議会 等

関係機関とは日常的に情報の交換や情報の共有に努め、ネットワークを築いていくようにします。

- ・特に、インターネット上の誹謗中傷等については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決にあたるよう努めます。

4 いじめ対策に係る組織の充実に努めます

いじめの未然防止、早期発見・早期対応等を実効的かつ組織的にを行い、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「校内いじめ対策委員会」等の組織を設置します。（定足数：半数）

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

校内いじめ対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、養護教諭、当該学年主任、当該学級担任、SSSによる、校内いじめ対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催します。※重大な問題が発生した際は、さらに以下のメンバーの参加を求めます。

PTA会長（本部役員）、学校運営協議会（主任児童委員、民生児童委員、自治会会長、青少年育成協議会長）※市教育委員会と連携を図り、警察、SSW、弁護士、医師等の専門機関の参加を検討します。

委員会は、取組の検証等に加え、相談・通報窓口、情報の収集と管理、緊急時の対応の中核を担います。

校内いじめ対策実務部会

学校のいじめ対策を機動的なものにするために、校内いじめ対策委員会の下に、校長、教頭、生徒指導主事で構成する実務部会を置きます。なお、この部会には必要に応じて、他の関係職員を加えることができるものとします。

【その他、いじめ問題に取り組むための本校の組織】

- ① 生徒指導委員会 … 校長、教頭、教務、◎生指、学年主、特支主、養護教諭、教育相談コーディネーター
※毎週開催 各学年の状況等を把握し、対策等を検討します。
- ② 経営委員会 … 校長、教頭、◎教務、生指、学年主、特支主、各指導部長
※2ヶ月に1回開催 生徒指導委員会等で出された事案等を検討し、対応等について協議します。
- ③ いじめ不登校対策委員会 … 生徒指導委員会のメンバー + ◎教育相談コーディネーター、特支コーディネーター
※主に不登校を中心に、不登校の要因といじめ問題等の関連を協議します。

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応を図るための年間計画

月	取 組 内 容	備 考	
4月	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会で「方針」、前年度いじめの実態と対応等について研修する。 P T A 総会において「桜丘中学校いじめ防止基本方針」（保護者向けいじめ研修を含む）を説明する。 ホームページ等で「基本方針」について発信する。 	第1回心のアンケート	
5月	<ul style="list-style-type: none"> 「いじめ防止」に向け、「自己肯定感」を高める取組を生徒会にて企画し継続的に実施する。 心のアンケート（記名式）と教育相談を実施する。（1～3年生） ※学校職員等（校内関係者）による校内委員会は4月当初から随時実施する。 		
6月	<ul style="list-style-type: none"> 学校運営協議会で「方針」と今年度の対応を説明する。 第1回「いじめ対策委員会」を実施する。 S O S の出し方、気づき方の指導に関する研修の実施（教員向け） S C による全校生徒への指導（放送）及び学級担任による指導を実施する。 		
7月	<ul style="list-style-type: none"> 校内「いじめ不登校対策委員会」を開催する。（夏休み前までの状況と取組） 		
8月	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修会（ネットいじめも含めた研修会・教育相談研修会）を開催する。 職員会においてI期のいじめ防止対策の取組の振り返りを行う。 		
9月	<ul style="list-style-type: none"> 校内「いじめ不登校対策委員会」を実施し、前期の取組の評価を行う。 		
10月	<ul style="list-style-type: none"> 桜中だよりやHPにて、日々の生徒の活動の姿や、自己肯定感を高める取組の様子について発信する。 HPに取組状況等の報告をUPする。 職員会でいじめ防止の取組に係る評価や今後の対応等について協議する。 		
11月	<ul style="list-style-type: none"> 心のアンケート（記名式）と教育相談を実施する。（1～3年生） 学校運営協議会でここまでの状況や取組について説明する。 「ひびきあいの日」に向けた取組（全校でのいじめ防止対策の取組）を進める。 S O S の出し方に関しての学活を実施する。（生徒向け） 		第2回心のアンケート
12月	<ul style="list-style-type: none"> 「ひびきあいの日」（生徒会によるいじめ防止、人権尊重についての発表） 第1回教職員の取組評価（学校評価）アンケート（次年度に向けて）を実施 校内「いじめ不登校対策委員会」で状況や取組について検討する。 		
1月	<ul style="list-style-type: none"> 職員会（ここまでの状況や取組の振り返り）で共通理解を図る。 教職員による次年度の取組計画の検討（アンケート結果を踏まえた改訂） 心のアンケート（記名式）と教育相談を実施する。（1～3年生） 		
2月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒会の取組のまとめ（生徒会審議から放送で提案、意見募集）を行う。 第2回「いじめ対策委員会」で本年度のまとめ及び来年度の計画について審議する。 学校運営協議会で今年度の状況や取組、次年度の基本方針について説明し、協議する。 	第3回心のアンケート	
3月	<ul style="list-style-type: none"> 第2回教職員の取組評価アンケートを実施し、1年間の評価を行い、次年度の計画案について協議する。（次年度の計画の周知） 桜中だより等で次年度の取組等を説明・紹介する。 	次年度への引き継ぎ	

6 いじめ問題発生時の対応について

(1) いじめ問題発生時・発見時の初期対応について

校内いじめ対策委員会で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくりまします。

【重点】

- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報共有し、組織的にかつ丁寧に事実確認を行います。
- ・いじめの事実が確認できた、あるいは疑いがある場合には、いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応します。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、教育委員会に報告するとともに、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導にあたります。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚し、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努めます。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、保護者と連携しつつ生徒を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意し、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行います。

【対応の流れ】

- ① いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ② 管理職等への報告と対応方針の決定
- ③ 事実関係の丁寧で確実な把握（複数教員で組織的に、保護者の協力を得ながら背景も十分聞き取る）
- ④ いじめを受けた側の生徒のケア（必要に応じて外部専門家に支援依頼） ※情報提供者（生徒）
- ⑤ いじめた側の生徒への指導（背景についても十分踏まえた上で指導する） へも十分に配慮する。
- ⑥ 保護者への報告と指導についての協力依頼（いじめた側の生徒及び保護者への謝罪を含む）
- ⑦ 関係機関との連携（教育委員会への報告、各務原警察署や中央子ども相談センター等との連携）
- ⑧ 経過の見守りと継続的な支援（保護者との連携）

(2) 「重大事態」と判断された時の対応

いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下のような対応を進めます。

【主な対応】

- ・各務原市教育委員会へ「第一報」を速やかに報告します。
- ・各務原市教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査にあたります。
- ・調査結果について、各務原市教育委員会へ報告し、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供します。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに各務原警察署に通報し、適切な援助を求めます。

7 保護者の役割

- (1) いじめは人として許されないことを折に触れて指導するよう努めます。
- (2) 子どもとの対話を心がけ、子どもの変化や悩みなどを把握することに努めます。
- (3) 子どもがいじめを受けていると思われる場合は、学校と相談しながら子どもの心に寄り添い、問題を乗り越えることができるよう支援します。
- (4) 子どもがいじめをしてしまった場合には、被害者の生徒・保護者に謝罪するとともに、その後も子どもにいじめの重大さを諭すことに努めます。
- (5) いじめが疑われるような情報を得た場合は、迅速に学校等に連絡します。また、子どもに対しても、止める勇気をもつことや、先生に相談するなど、防止のための行動を起こすよう助言することに努めます。

8 学校評価における留意事項

いじめを早期発見し、いじめの実態把握及び対応措置を適切に行うため、学校評価の中に以下の項目を位置付け、学校の取組を適正に評価します。

- ・「教員は子どもの話を真剣に聞いたり相談にのったりしていますか。」
 - ・「子どものことで悩みや相談事があるときに気軽に学校へ相談することができますか。」
- （生徒のSOSを捉え生徒の不安や悩みを傾聴することで、いじめの早期発見や対応につなげます。）

9 個人情報の取り扱い

個人調査（アンケート等）結果は、重大事態が発生した際、調査組織において資料とすることも想定されるため、5年間の保存を原則とします。